

○久米島町景観条例施行規則

平成25年 3 月18日

規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び久米島町景観条例(平成24年久米島町条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 4 号に規定する建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、その他これらに類するもの
- (2) 垣(生け垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの
- (3) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (4) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (5) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (6) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔その他これらに類するもの
- (7) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (8) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (10) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (11) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (12) 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
- (13) 墳墓類
- (14) 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの

(景観計画区域内における行為の届出)

第 3 条 法第16条第 1 項の規定による届出は、久米島町景観計画区域内行為届出書(様式第 1 号)により別表第 1 に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、久米島町景観計画区域内行為変更届出書(様式第2号)により別表第1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

(適合通知)

第4条 町長は、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が法第8条第1項に基づく久米島町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、久米島町景観計画区域内における行為の制限の適合通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第5条 条例第14条で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の延べ床面積(増築にあつては、増築後の延べ床面積)が200平方メートル以下で、高さ(増築にあつては、増築後の高さ。)が2階建て未満のもの
- (2) 建築物の外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の延べ床面積が200平方メートル以下で、高さが2階建て未満のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半に満たないもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、別表第2に掲げるもの
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、別表第2に掲げるもの及びこれらの行為による当該工作物の外観の変更の範囲が10平方メートル以下であるもの
- (5) 法第16条第1項第3号に規定する都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為は、その規模が、500平方メートル以下のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと町長が認めるもの

(景観委員会への意見聴取)

第6条 町長は、条例第16条の規定による助言及び指導又は条例第17条の規定による勧告、命令及び公表、若しくは条例第18条の規定による要請をしようとする場合において、必要があると認めるときは、条例第21条第1項に規定する久米島町景観委員会の意見を聴くものとする。

(届出をした者に対する勧告)

第7条 法第16条第3項の規定による勧告は、久米島町景観計画区域内行為設計変更等勧

告書(様式第4号)によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第8条 法第16条第5項に規定する通知は、久米島町景観計画区域内行為通知書(様式第5号)により別表第1に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第6項に規定する協議を求めるときは、久米島町景観計画区域内行為協議書(様式第6号)によるものとする。

(変更命令等)

第9条 法第17条第1項の規定による命令は、久米島町景観計画区域内行為設計変更等命令書(様式第7号)によるものとする。

2 法第17条第4項に規定する通知は、久米島町景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書(様式第8号)によるものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、久米島町景観計画区域内行為原状回復等命令書(様式第9号)によるものとする。

4 法第17条第7項に規定する報告は、久米島町景観計画区域内行為状況等報告書(様式第10号)によるものとする。

5 法第17条第8項及び法第23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第11号)によるものとする。

(景観づくり活動団体の認定)

第10条 条例第22条に規定する景観づくり活動団体は、次に掲げる活動を行っている団体とする。

- (1) 自然環境及び生物の多様性の保全・創出に関すること
- (2) 地域産業の保全及び活性化に関すること
- (3) 景観づくりの普及及び啓発に関すること
- (4) 景観づくりに関わる町民、事業者及び町との協働に関すること

2 条例第22条に規定する景観づくり活動団体の登録を受けようとするときは、久米島町景観づくり活動団体登録申請書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の団体を認定し、登録をしたときは、当該団体に久米島町景観づくり活動団体登録通知書(様式第13号)により通知するものとする。

4 町長は、当該景観づくり活動団体を景観づくり活動団体台帳に記載し、管理するものとする。

(団体登録内容の変更・解除の手続)

第11条 前条による登録を受けた団体が、登録を受けた内容を変更する場合又は登録の解除を申し出る場合は、久米島町景観づくり活動団体変更・解除申出書(様式第14号)により速やかに町長に申し出るものとする。

2 町長は、団体登録を解除する場合は、当該団体に久米島町景観づくり活動団体登録解除通知書(様式第15号)により通知するものとする。

3 前条第4項の規定は、景観づくり活動団体の変更又は解除について準用する。

(登録の要件)

第12条 条例第24条に規定する要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第22条各号に掲げるいずれかの団体であること
- (2) 活動内容が第10条第1項に掲げるものであって、景観づくりに寄与するものであると町長が判断できるもの
- (3) 不特定多数の町民の参加・参画が可能であること
- (4) 代表者及び運営の方法が規約又は会則で定まっていること

(行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知)

第13条 町長は、法第18条第2項の規定により期間を短縮したときは、久米島町景観計画区域内行為着手期間短縮通知書(様式第16号)により、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出をした者に通知するものとする。

(指導)

第14条 条例第16条の規定による指導は、久米島町景観計画区域内行為設計変更等指導書(様式第17号)によるものとする。

(要請)

第15条 条例第18条の規定による要請は、久米島町景観計画区域内行為設計変更等要請書(様式第18号)によるものとする。

(景観重要建造物の標識)

第16条 町長は、法第19条に規定する景観重要建造物の指定をしたとき、法第21条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 景観重要建造物である旨
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定番号及び指定年月日

(4) その他町長が必要と認める事項

(景観重要樹木の標識)

第17条 町長は、法第28条に規定する景観重要樹木の指定をしたとき、法第30条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 景観重要樹木である旨

(2) 景観重要樹木の名称

(3) 指定番号及び指定年月日

(4) その他町長が必要と認める事項

(建築物及び工作物の高さの算定)

第18条 建築物及び土地に定着する工作物の高さは、地盤面からの高さによるものとする。

2 前項の「地盤面」とは建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第2項の規定によるものとする。

(公表する事項)

第19条 条例第17条第1項に規定する公表は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(2) 建築行為等の対象行為、位置及び区域

(3) 町長の勧告の内容及び当該勧告に従わなかった旨

2 条例第17条第1項の規定による公表は、告示及びその他の方法により行うものとする。

(その他)

第20条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条、第8条関係)

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考

1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第1号関係)	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	配置図 (縮尺1/200程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の境界線 ⑤敷地内における届出に係る建築物等の位置 ⑥届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ⑦建築物等の各部分の高さ ⑧擁壁 ⑨敷地の接する道路の位置及び幅員 ⑩敷地及び道路の高低差 ⑪植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ⑫垣、柵、塀、張り芝等の位置 ⑬外構施設の位置及び材料 ⑭ごみ置場 ⑮現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第2号関係)		
	各階平面図 (縮尺1/100程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④開口部の位置	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては添付を要しない。
	2面以上の立面図 (縮尺1/100程度)	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩(マンセル値表示)	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。色彩については、色調をできるだ

			け詳しく記入すること。
	2面以上の断面図 (縮尺1/100程度)	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④道路、擁壁、垣、柵の位置及び高さ	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
3 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為(法第16条第1項第3号関係)	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図 (縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び方向 ⑦現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 (縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為後の土地利用計画及び緑化計画	
	縦横断面図 (縮尺1/1,000程度)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	

掘採その他の土地の形質の変更	現況図 (縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断図の位置及び方向 ⑦現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 (縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑤行為後の措置及び緑化計画	
	縦横断図 (縮尺1/1,000程度)		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
5 屋外における物件の集積又は貯蔵	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	物件の種類を表示すること。
	配置図 (縮尺1/500程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状及び寸法 ⑤物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑦隣接する道路の位置及び幅員 ⑧現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況	

		がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

別表第2(第5条関係)

工作物の種類	規模
1 擁壁、その他これらに類するもの	高さが3メートル以下のもの
2 垣(生け垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さが1.2メートル以下のもの
3 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ(当該工作物が建築物と一体とな って設置される場合にあっては、全体 の高さ)が、10メートル以下のもので、 かつ、築造面積が500平方メートル以下 のもの
4 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
5 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの	
6 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔その他これらに類するもの	
7 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
8 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
9 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
10 自動車車庫の用に供する立体的な施設	
11 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
12 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	
13 墳墓類	
14 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線(その支持物を含む。)その他これらに類するもの	